

政令第三百六十九号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。